

岩美町障がい者活躍促進計画

機関名	岩美町、岩美町教育委員会
任命権者	岩美町長、岩美町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	本町においては、令和6年6月1日時点で法定雇用率を充足しています。引き続き法定雇用率を充足するため、障がい者雇用の促進をさらに進めていく必要があります。これらの職員の定着のためには、障がいのある職員ひとり一人が、その障がい特性や個性に応じて、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりが必要です。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） 3.2% （各年度） 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
② 定着に関する目標	障がいのある職員の定着を促進し、不本意な離職者を出さない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報時に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行います。
③ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 障がいのある職員の活躍の場を拡大するよう努めます。 （評価方法） 毎年度、人事記録等を元に把握・進捗管理を行います。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障がい者雇用の促進及び障がい者活躍促進計画の円滑な実施を図るため、障がい者雇用促進者を選任します。 （総務課長、教育委員会事務局長） ○障がいのある職員からの職業生活全般についての相談及び指導を行うため、障がい者職業生活相談員を選任します。 （総務課人事担当係長） ○障がいのある職員本人が相談できる窓口を総務課に置き、職場適応を支援します。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）は、鳥取労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講します。 ○障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」の受講を促します。

	○障がいのある職員を新規に受け入れる職場に対して、障がいのある職員と共に働くにあたっての心構えなどを配置前に周知します。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、鳥取労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行います。 ○新規採用又は部署異動により障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談時に、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、必要な措置を実施します。 なお、措置の実施にあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。 ○障がい者からの要望を踏まえ、特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討します。
(2) 募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わないこととします。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進します。
(4) キャリア形成	○障がいのある職員の希望等も踏まえつつ、実務研修棟の受講を促進します。
(5) その他の人事管理	○通勤手段について、個々の状況に応じて柔軟に対応します。 ○面談等を通じた状況把握や体調配慮を行います。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。